

## 令和4年度事業計画

事 業 項 目	事 業 細 目	事 業 内 容
1 警備業務の適正化に関する指導並びに調査研究	(1) 警備業務の適正化を推進するための調査研究	<p>① 会員等に警備業法で定める基本理念の指導を徹底する。</p> <p>② 警察本部の関係各課の指導を得て、問題がある時はその都度研究する。</p> <p>関係法令改正などが行われた場合は調査、研究会等を開催する。</p> <p>③ 各専門委員会を開催し、調査研究を実施する。</p> <p>④ 自社警備員の指導教養を徹底する。</p>
	(2) 警備業務の技術の向上	各社の指導教育責任者や警備員等に対し、現任教育、特別講習及び公安委員会講習等で、理論と実技の基本技術を指導する。
	(3) 調査・研究活動の活発化	<p>① 指導機関等と緊密に連絡し、関係法令の研究及び調査を実施する。</p> <p>② 関係機関、全警協、各県協会等と緊密に情報交換し、収集した情報内容を会員に周知し、協会の進歩発展を図る。</p> <p>③ 関東地区特別講習講師合同研修会に講師を派遣させ、技術・知識の向上を図る。</p>
2 法令等の規程に基づく研修等の委託事業	(1) 法定委託講習の実施	公安委員会の法定委託講習については、令和4年度は、県警では、警備員指導教育責任者新規取得1号、新規取得4号、追加取得2号、追加取得3号が予定されている。落札した場合に対応する。
	(2) 検定試験の開催への協力	公安委員会の行う「雜踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、貴重品運搬警備業務2級」の直接検定の実施に対し積極的に協力する。
	(1) 警備員に対する教養訓練	<p>① 新任20时限、現任10时限の法定教育の完全実施を徹底する。eラーニングについても導入可</p> <p>② 機会教養、巡回指導を活発に行い、警備員の資質の向上と不祥事</p>

			<p>案の防止を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 各種の検定試験に挑戦させ、その質的向上を図る。</li> <li>④ 緊急援助隊の質的技術の向上を図るため、教養訓練を実施する。</li> <li>⑤ 備品のAED機器を活用し、警備員現任教育等の機会に操作要領を徹底させ技術の向上を図る。</li> </ul>
3	警備員及び警備員指導教育責任者等警備業務に従事し、又はしようとする者に対する教育訓練並びに研修	(2) 警備員指導教育責任者等に対する教育訓練研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県警当局から講師を招請して、警備員指導教育責任者等に対する研修会を実施する。</li> <li>② 関係法令の改正点及び問題点並びに全警協、関係機関等の指導、連絡については、その都度会議又は文書をもって指導の徹底を図る。</li> </ul>
		(3) 労働災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働安全衛生管理体制の定着化とその活動の活発化を図る。</li> <li>② 労務委員会による作業現場等に対する安全パトロールを的確に実施する。</li> <li>③ 新型コロナウイルス感染防止対策の情報提供と感染防止徹底を図る</li> </ul>
4	警備業に関する功労者等に対する表彰	(1) 表彰事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警備業の発展に尽力した会員に対する警察本部長・協会会长連名による表彰上申を実施する。</li> <li>② 優良警備員等を表彰し、警備員の士気の高揚を図る。</li> </ul>
5	警備業に関する相談及び苦情の処理	(1) 相談の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 協会事務局に相談窓口を設置し、当協会の「個人情報保護規程」に基づく保護管理者（専務理事）が積極的に相談受理を行う。</li> <li>② 相談窓口に、相談受理簿を備え付け、相談受理内容及び対応結果等を明らかにして徹底を図る。</li> </ul>
		(2) 苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記相談窓口において、苦情の受付を行い、苦情処理簿に苦情内容、苦情に対する対応措置等を明らかにして徹底を図る。</li> <li>② 苦情内容について、関係会員とともに調査を行い、苦情者に対する適切な措置を図る。</li> </ul>

6	ホームページの運用、機関誌の発行その他広報啓発活動	(1) ホームページの運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ホームページの更新を行い、常に新しい情報を提供することを徹底する。</li> <li>② 定款第46条に定められている本会の公告はホームページに掲載する方法により行うことを徹底する。</li> <li>③ 定款第22条に定められている総会議事録をホームページに掲載する。</li> <li>④ その他必要事項についてもホームページに掲載することを徹底する。</li> </ul>
		(2) 機関誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 毎月「会報」を発行し、各種情報等を会員に周知徹底を図る。</li> <li>② さらに斬新で読みやすい会報作りを目指すよう推進を図る。</li> </ul>
		(3) その他広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警備業協同組合との連携を図り、各種イベント会場等において、広報啓発活動を推進する。</li> <li>② 関係機関の各種行事に積極的に参加して、広報啓発活動を推進する。</li> <li>③ 全警協の機関誌、業界新聞等に積極的に投稿して広報啓発活動の推進を図る。</li> </ul>
7	警備技術及び警備用資機材等に関する調査研究並びにこれら資機材等及び警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋	(1) 警備技術及び警備用資機材等に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種警備業務現任講師研修会を受講する講師達による新知識等を当協会主催の講習会等において、会員への還元を徹底する。</li> <li>② 全警協、各県協会、関係機関との連携を密にし、A I活用や警備技術等の向上を図る。</li> </ul>
		(2) 警備業務係る教育関係図書の紹介・斡旋	関係機関等との緊密な連携を図り、警備業務に関する優良な資機材及び図書の紹介・斡旋を図る。
		(1) 関係機関の行う各種事故防止活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 官民協働による「山梨県安全安心まちづくり推進会議」、「公益社団法人被害者支援センターやまなし」、「山梨県暴力追放県民会議」等の活動へ積極的に参加する。</li> </ul>

			<p>② 官公庁等の主催する各種イベントに協力する。</p>
8	関係行政機関等の行う地域安全、防災及び事故防止活動等に対する協力支援活動	(2) 緊急事件等に対する協力	<p>① 機械警備業者は、重要緊急事件の発生を認知した場合には、山梨県警察本部との直接電話を有効に活用し、適切な通報連絡等を確實に実施する。</p> <p>② 会員は、通常の警備業務を通して、発生した重要緊急事件に対して積極的に協力通報する。</p> <p>犯罪発生時の早期通報体制等を確立する目的で平成28年に締結した山梨県警察と当協会による「安全・安心な暮らしの確保に関する協定」、平成30年に締結した「国際テロリズム等の未然防止に関する協定書」に基づき、情報（ドライブレコーダー情報を含む。）を提供する。</p>
9	地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における協力、支援活動	(1) 警備業務を通じて社会公共の安全に寄与	会員は、適正な警備業務を提供し、地域社会の安全に寄与する。
		(2) 大災害時の援助協定に基づく災害出動による協力	平成9年に山梨県、山梨県警察本部と締結した「緊急援助協定」に基づく応援出動により、災害地域の安全に協力する。 緊急援助隊 現在 25社 155名
		(3) 関係機関及び地域の自治体等の行う防犯、防災活動への協力	<p>① 関係官庁の行う防犯、防災活動及び地震対策に協力する。</p> <p>② 各地域において、自治会等の行う防犯、防災、地震対策活動に協力する。</p> <p>（山梨県地震防災訓練、甲府市総合防災訓練への参加）</p>
		(4) 警備員に対する防犯、防災意識の普及	<p>① あらゆる機会を通じて警備員個々の防犯、防災、地震対策活動の意識の普及徹底を図る。</p> <p>② 安全パトロールを実施し、防犯、防災意識の普及を徹底する。</p>
		(1) 福利厚生事業の推進	<p>① 警備員が安心して働けるよう全警協との連携を密にして、社会保険未加入問題是正措置の対策促進を図る。</p>

			② 会員相互の融和を図るため、親睦会等を実施する。
10	その他本会の目的を達成するために必要な事業	(2) 総会	① 定時総会は年1回開催する ② 暴力団等反社会的勢力排除対策協議会における不当要求防止責任者講習等を開催し、不当要求責任者選任事業所の拡大を図るとともに、業界から反社会的勢力の徹底排除を図る。 ③ 必要により、定款の定めにより臨時総会を開催する。
		(3) 理事・監事合同役員会	協会活動を活発化するため、当面する諸問題等について協議するため、定款に定められた「理事・監事合同役員会」を年4回開催する。
		(4) 各専門委員会	必要により、各専門委員会を開催し、その協議結果を会員に伝達し、適正な業務の推進を図る。
		(5) その他の会議	必要により、関係者による会議を開催し、適正な警備業務の推進を図る。